

## こども園・保育所における食物アレルギー対応について

芦屋市こども・健康部 子育て推進課

食物アレルギーにより配慮が必要な場合は、以下の内容に関して、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 1 書類の提出について

- (1) 給食の食物除去等の特別な配慮が必要となる場合は、下記の書類の提出が必要です。  
芦屋市こども園・保育所食物アレルギー対応申請書  
芦屋市こども園・保育所食物アレルギー対応指示書（医師の診断に基づくもの）  
なお、「芦屋市こども園・保育所食物アレルギー対応指示書」作成にかかる必要な経費については、保護者負担でお願いします。
- (2) 「芦屋市こども園・保育所食物アレルギー対応指示書」に基づく食品のみ除去します。
- (3) 食物アレルギー対応を継続している期間は、6か月ごとに「芦屋市こども園・保育所食物アレルギー対応指示書」の提出をお願いします。  
なお、医師の指示による、その他の見直し期間が指示されている場合は、その期間までに「芦屋市こども園・保育所食物アレルギー対応指示書」の提出をお願いします。  
また、状況が変わった場合も、その都度、書類の提出が必要です。

### 2 給食の対応について

- (1) こども園・保育所での完全除去とは  
お子さんの安全を第一に考え症状の程度にかかわらず、アレルギーの原因となる食物を全て除去します。除去する食物は医師の診断（芦屋市こども園・保育所食物アレルギー対応指示書）に基づき決定します。  
完全除去によって、不足する栄養素は、ご家庭の食事において補っていくよう配慮をお願いします。
- (2) 誤食防止対策として  
カラー食器、専用トレーを使用し、お名前をつけて配膳します。配膳までに、調理師、保育士及び保育教諭で、複数回のチェックを行います。
- (3) 献立について  
できる限り代替食の提供をします。頻度の多い原因食材（鶏卵・牛乳・小麦）を使わない献立日数を増やすなど食物アレルギーに対するリスクを考えた取り組みを検討していきます。
- (4) お子さんの健康状態について  
お子さんの健康状態を毎日把握し、状況に応じて当番の保育士または、保育教諭に報告してください。  
体調がすぐれない場合は、アレルギー症状をひき起こしやすいので注意が必要です。

### 3 その他

- (1) 個人情報について  
お預かりしました個人情報は、適正な管理のもと、こども園・保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、必要に応じて、こども園・保育所の職員間及び市子育て推進課で共有させていただきます。
- (2) 職員の食物アレルギーに関する知識向上について  
食物アレルギーに対応できるよう、内部の研修の実施や積極的な外部研修の参加により、最新の知識の習得に努めています。

以上よろしく申し上げます。